

由布市

議会だより

(由布川峡谷の清流)

Contents...

・平成 18 年第 2 回定例議会	2
・平成 17 年度旧 3 町決算審議	4
・議案に関する質疑・応答	6
・賛成・反対討論	10
・一般質問	12



No.3
2006.7

発行 / 由布市議会
編集 / 議会広報編集特別委員会
事務局 / ☎ 097 - 583 - 1111

平成18年 第2回定例議会が開かれました。

6月8日～26日(19日間)

提案された報告3件、認定17件、承認案件10件、議案50件、議員発議2件を原案の通り承認、可決し、議案1件を否決しました。
(請願・陳情については、16ページ参照)

報告

■平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出

■平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出

由布市土地開発公社について、平成18年度の事業計画及び平成17年度の経営状況について、議会に報告するもの。

■平成17年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書

平成17年度の一般会計予算のうち、耕地災害復旧工事、市道改良工事の用地取得の遅れや、災害査定が遅延等により年度内に予算消化できなかった事業費6億8、344万円を、平成18年度に繰越すもの。

認定

■旧3町の平成17年度決算について

合併前の旧3町の平成17年度各会計の決算を認定するもの。(詳細はP.4～5)

専決処分の承認

■由布市税条例の一部を改正する条例

■由布市税特別措置条例の一部を改正する条例

定率減税の廃止や固定資産税の負担調整措置、たばこ税率引き上げなどの地方税法の一部を改正する法律の施行、および農村地域工業導入促進法の省令改正に伴い、由布市の関係する各条例の一部を改正した。

■由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

石綿による健康被害の救済に関する法律施行に伴い、関係条例の一部を改正した。

■由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険税の介護納付金の賦課限度額を引き上げ、所得税における公的年金等控除の改正に伴う国民健康保険税の賦課に関する経過措置を講ずるため、由布市の関係条例の一部を改正した。

■大分県退職手当組合規約の一部改正

■大分県消防補償等組合規約の一部改正

同組合に国東市が加入した事による組合規約の一部を改正した。

■平成17年度一般会計補正予算(第3号)

平成17年度の特別会計からの繰入金、市債等の額が確定したため予算補正した。

■平成17年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成17年度の国、県支出金及び預金利息額が確定したため、予算補正した。

■平成17年度湯布院健康温泉館特別会計補正予算(第1号)

平成17年度の一般会計への繰出金の額が確定したため、予算補正した。

■平成18年度老人保健特別会計補正予算(第1号)

平成17年度会計で主に国庫負担額が不足をきたし補填が確定したため、平成18年度予算から繰上充用して予算補正した。

条例

■農業施設条例を廃止する条例

塚原農業研修所を地元地区に払い下げ、他3施設に

については指定管理者による管理を可能にするため、条例の整備を行なうもの。

■由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金条例を廃止する条例

■由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定
牛に関する基金を統廃合し、新しく基金条例を設置するもの。

■職員の給与の特例に関する条例の制定

平成18年7月～平成21年3月の間、由布市職員の給与月額を5%削減するもの。

■職員等の旅費の特例に関する条例の制定

平成18年6月から当分の間、由布市職員の県内旅費の日当及び県外日帰り旅費の日当を支給しないことができる様にするもの。



■障害者自立支援条例の制定
障害者自立支援法の施行に伴い、審査会委員の定数を定めるための条例制定。

■市長等の給与の特例に関する条例の二部改正
平成18年7月～平成21年9月の間、市長の給与月額を10%削減し、助役、収入役および教育長の給与月額を7%削減するための条例改正。

■湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の二部改正
設置されている地区自治公民館施設の名称及び位置を追加するための条例改正。

■市営住宅条例の二部改正

公営住宅法施行令の一部改正に伴い、公募によらず市営住宅に入居させることができる事由を拡大するための条例改正。

■指定管理者制度の条例

次の3件の条例については、それぞれの市営施設の管理を従来の「委託制度」から「指定管理者制度」で行な

うことを可能にするため、条例を制定するもの。

■城ヶ原農村公園条例

■里の駅陣屋市場施設条例

■川西農村

■健康交流センター条例

■下湯平地域

■特産物加工施設条例

■指定管理者の指定

次の34件の議案は、それぞれの施設の指定管理者を（ ）の者に指定するもの。

■湯布院福祉センター

（由布市社会福祉協議会）

■挾間老人福祉センター

（由布市社会福祉協議会）

■長期滞在施設

■奥江休暇村センター

（奥江休暇村管理組合）

■庄内特産品販売所

「かぐらちや」

（かぐらちやグループ）

■乙丸温泉館（乙丸区）

■乙丸地区公民館（乙丸区）

■中依地区集会所

（中依自治区）

■佐土原地区集会所

（佐土原自治区）

■山崎地区集会所

（山崎自治区）

■鮎川地区集会所

（鮎川自治区）

■平地区集会所（平自治区）

■上津々良地区集会所

（上津々良自治区）

■小平地区集会所

（小平自治区）

■水地地区集会所

（水地自治区）

■中島地区集会所

（中島自治区）

■槐木地区集会所

（槐木自治区）

■東石松地区集会所

（東石松自治区）

■石光地区集会所

（石武自治区、光永自治区）

■塚原地区自治公民館

（塚原自治区）

■並柳地区自治公民館

（並柳自治区）

■若杉地区自治公民館

（若杉自治区）

■荒木地区自治公民館

（荒木自治区）

■畑地区自治公民館

（畑自治区）

■内徳野地区集会所

（内徳野自治区）

■石武農民研修センター

（石武自治区、光永自治区）

■下湯平農民研修センター

（幸野自治区）

■前徳野農業研修所

（前徳野自治区）

■湯平農業研修所

（湯平農民研修センター）

■奥江地区研修施設

（奥江自治区）

■中台老人憩いの家

（中台自治区）

■茅場老人憩いの家

（茅場自治区）

■里の駅陣屋市場

（陣屋市場組合）

■川西農村健康交流センター

（川西校区管理組合）

■下湯平地域特産物加工施設

（下湯平地域特産物加工所管理組合）

■その他

■事務の委託協議「口田町」

証明書等の交付事務を日出町との間で相互に委託するもの。

■大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減

市町村合併により、組合を構成する団体等の増減に伴う規約の変更。

■議員発議

■由布市議会の議決事件に関する条例の制定

由布市の憲章や主な宣言、及び総合計画の基本計画等を策定、変更、又は廃止する際に議会の議決を要することを定めるもの。議員提案による発議案。

■市道認定

■市道路線の認定（否決）

庄内地域（中ノ尾線、内川野線、森山線）の3路線を市道に認定するもの。賛成少数で否決された。

■補正予算

■H18年度一般会計

補正額 3,561万7千円

累計額 146億1,961万7千円

主な歳入補正 (単位 千円)	
国庫補助金 合併対策補助金	14,700
県補助金 合併事業費補助金	12,758
財産運用収入 土地建物貸付料	4,128
主な歳出補正 (単位 千円)	
総務費 工事請負費 (湯布院庁舎いこいの広場整備)	14,700
総務費 交通安全対策費	4,000
衛生費 ゆう湯健康事業補助金	2,000
農業振興費 修繕費 (陣屋の村)	8,337
教育費 学校管理費 地域人材活用学習力 向上支援事業補助金	1,000

平成17年度 旧3町決算審議について

旧3町に於ける平成17年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、並びに水道事業会計収支決算（いずれも合併に伴う年度途中の打ち切り決算）の認定が審議されました。

審査については、旧3町それぞれの財政状況を理解、把握している事が重要なことから、旧3町の出身議員による挾間町、庄内町、湯布院町特別委員会を設置し、審査を行ないました。

各委員会で審議の結果、以下の会計決算を認定しました。

旧挾間町

■平成17年度挾間町一般会計 並びに特別会計決算

合併による打ち切り決算であり、収入未済額、不用額とも由布市に引継ぐもの。

一般会計及び特別会計の合計収入
 済額48億2,012万9,281円、支出済額
 48億2,740万3,503円、差引額△
 727万4,222円。

一般会計での1億1,293万6千円の赤字決算については、平成16年度災害復旧費約5億円の繰越工事がほぼ完了し、工事代金の支払いが終わっており、充当する財源で国、県、町債が収入未済のため。

国民健康保険特別会計での5,483万7千円の赤字は、国保税の徴収が6月からのため。

■平成17年度挾間町水道事業会計決算

合併による打ち切り決算であり、由布市水道事業会計に引継ぐもの。

水道事業収益2億1,383万8,373円、水道事業費1億9,032万4,470円、差引額2,351万3,903円。

旧庄内町

■平成17年度庄内町一般会計決算

予算現額61億2,893万1千円で収入済額27億2,109万4千円、支出済額23億8,775万5千円、差引額3億3,333万9千円。

歳出の主なものは、合併に伴う電算の整備・道路の新設、維持・住宅建設など。

■平成17年度庄内町国民健康保険特別会計決算

予算現額10億178万4千円で、収入済額4億2,305万6千円、支出済額4億1,611万1千円、差引額694万5千円。
 歳出の主なものは、保険給付費・老人保健拠出金など。

■平成17年度庄内町老人保健特別会計決算

予算現額16億1,624万4千円で、収入済額7億3,471万6千円、支出済額7億3,173万9千円、差引額317万7千円。
 歳出の主なものは、医療給付費で97・5%となっている。

■平成17年度庄内町介護保険特別会計決算

予算現額8億7,963万2千円で収入済額4億1,339万8千円、支出済額3億7,379万4千円、差引額3,960万4千円。
 歳出の主なものは、保険給付費、介護サービス諸費となっている。

■平成17年度庄内町農業集落排水事業 特別会計決算

予算現額5,752万9千円で、収入済額3,721万3千円、支出済額2,700万9千円、差引額1,020万4千円。
 歳出の主なものは、償還金・管理費など。

■平成17年度庄内町営簡易水道事業 特別会計決算

予算現額2億3,267万8千円で、収入済額8,505万3千円、支出済額8,262万2千円、差引額244万1千円。
 歳出の主なものは償還金、工事請負費等。

旧湯布院町

■平成17年度湯布院町一般会計決算

歳入総額23億9,447万4千円、歳出総額23億472万2千円、差引額8,975万2千円。

歳出の主なものは、庁舎改修工事設計監理料・庁舎改修工事前払金、大分地域消防組合負担金など。

■平成17年度湯布院町国民健康保険事業 特別会計決算

歳入総額4億8,560万7千円、歳出総額4億5,478万7千円、差引額3,082万円。

■平成17年度湯布院町老人保健事業 特別会計決算

歳入総額7億2,837万5千円、歳出総額6億9,411万8千円、差引額3,425万7千円。

■平成17年度湯布院町介護保険事業 特別会計決算

歳入総額3億7,455万7千円、歳出総額3億2,082万2千円、差引額5,373万5千円。

■平成17年度湯布院町健康温泉館 特別会計決算

歳入総額1億6,190万5千円、歳出総額8,582万7千円、差引額7,607万8千円。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金・温泉館使用料など。歳出の主なものは、温泉館の管理費、公債費など。

■平成17年度湯布院町久住飯田南部区域
広域農業開発事業特別会計決算
歳入・歳出総額3,222万5,442円
で、差引額0円。

■平成17年度湯布院町簡易水道事業 特別会計決算

歳入総額5,661万8千円、歳出総額7,140万5千円、差引額△1,478万7千円。年度途中により、歳入の国・県補助金並びに、簡易水道事業債が歳入されていないため、△1,478万7千円の実質収支額となっており、不足額については、歳計現金の繰替運用の充当である。

■平成17年度湯布院町水道事業会計決算

水道事業収益9,586万2千円、水道事業費8,314万9千円、差引額1,271万3千円。

旧消防組合

■平成17年度大分地域消防組合 一般会計決算

歳入総額3億9,894万2千円、歳出総額2億7,907万8千円、差引額1億1,986万4千円、実質収支額1億1,986万4千円。



平成17年度 旧3町の決算審査を終えて



由布市監査委員 宮崎亮一
由布市監査委員 吉村幸治

今回の審査の方針としては、旧3町の平成17年度の決算は平成17年9月30日で打ち切り決算ということで新市に継承されることになったため、審査にあたっては、旧3町の各会計の決算収支額及び歳計現金、また財産並びに基金の管理は適正に行なわれ、債務とともに新市へ適正に継承されたかという点を主眼におき実施した。

審査の結果、各会計の決算表示の計数は、関係諸票等と合致しており、決算収支額、歳計現金、財産、基金、債務等は、新市に継承されていると認められた。

合併後は、合併前の予測よりもはるかに厳しい財政状況が見受けられる。更なる歳出の縮減へ向けての取り組みと、より効果的な事業・施策を市民の視点に立ち実施するとともに合併効果をより高めるための、地域を生かした由布市にふさわしい財政運営を求めるものである。

由布大分環境衛生組合議会の報告

視察研修の報告

■視察先…荻田エコプラント株式会社 (福岡県荻田町)

視察日時：平成18年5月19日。

参加者：14名（うち組合議員8名、幹事2名、職員4名）。

研修目的：平成19年4月に稼働するリサイクルプラザに関する分別収集、処理について関連する施設の様子を研修する。

視察施設の概要：第三セクターの荻田エコプラント株式会社は、平成10年8月より稼働。

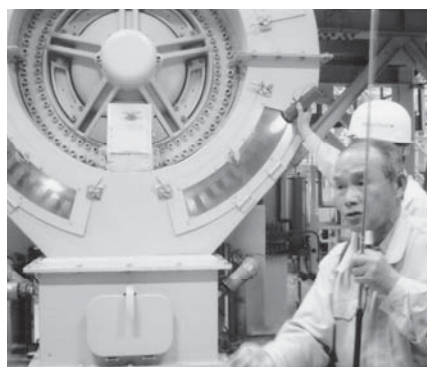
出資状況は、荻田町51%、三菱マテリアル34%、電源開発(株)10%、福岡銀行5%の4社で出資している。

経営陣は、社長（荻田町長）、取締役8名、監査役1名で構成。

処理能力は、

RDF製造施設
8時間当たり45
トン、RDF製品
27トン、粗大ゴミ
処理20トン。

※RDFとは、可燃性のごみを資源として固形燃料を作り、隣接地にある三菱マテリアルセメ



荻田町が誇る最新ごみ処理施設「RDF製造施設」の説明

ント工場に運び、石炭の補助燃料として利用するもの。
焼却後の灰はセメント材料として再利用されるため、灰は一切残らず17年度までは無料で三菱マテリアルセメント工場に運び込んでいた。（今後はトン当たり千円の搬入料がかかることになったとのこと。）

■研修説明より

今までのごみ処理施設は、悪臭が強く、ごみが散乱し、夏季にはハエが発生し施設周辺に迷惑がかかり、職員の職場環境及び衛生上悪く、働く意欲を無くす等の問題があったが、この施設では完全密閉型の施設であり、臭気が出なくなり、施設周辺の迷惑、職場環境、衛生面等が改善され、工場全体の維持管理が完全に出来ており、安全管理が安定しているとのことであった。



議案に関する

質疑応答

由布市土地開発公社の平成18年度事業計画・平成17年度経営状況を説明する書類について

Q. 西郡均
議員

議長・副議長は公社の役員をしている

から退席すべきではないか。監査委員も監事に就任させ公社の監査を出来なくしている。しかも各人の報酬3万円と会食費を20万円も予算化しているのは異常。

A. (議長)
議長 議会運営委員会で協議したい。

(助役・公社理事長) 理事会で検討し適正だと判断している。

平成17年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について

Q. 小野三三
議員

市道向原別府線の全線改良のめどは。

(市長) 用地交渉や設計等に費やされ予算執行でできなかった。計画路線は財政状況を勘案し逐次やっていく。

専決処分 由布市税条例の一部を改正する条例・由布市税特別措置条例の一部を改正する条例について

Q. 西郡均
議員

定率減税廃止の影響額はどのくらいか。

また、農村地域工業等導入促進法の課税免除期間を延長すれば市内の企業にどんな影響があるのか。

A. (税務課長)
定率減税全廃で19年度は1億円見込んでいます。

挟間にある該当企業で年262万円の税が3年免除される。

専決処分日がおかしいのでは

Q. 小林華弥子
議員

由布市使用料及び手数料条例の一部を

改正する条例を専決処分した日は3月議会最終日の翌月曜日になっている。法律の施行日が決まったのは3月7日だから3月議会に追加提案できたのではないか。

A. (総務部長)

追加議案で出せる状況だった。これからは出来る限り専決処分を避けて条例改正をしていきたい。

優良基礎牛貸付基金条例の適用は

Q. 藤柴厚才
議員

これまで肉用牛の貸付だったが乳牛にも適用するのか。

A. (農政課長)

乳牛も含めて牛を増頭するための基金だ。

指定管理者制度の導入に関する条例について

Q. 小林華弥子
議員

今回の議案のうち、指定管理者を任意指定する施設と公募する施設はどれか。

また利益を生んでいる施設については国民宿舎の様に上納金を納めてもらうのか。統一しないと不公平だ。

A. (行財政改革室長)

陣屋市場、川西農村交流センター、下湯平地域特産物加工施設は、すでに管理委託している団体等に任意指定したい。城ヶ原農村公園については現在調整中だ。

公の施設は原則営利を目的にしないので利益を生んでいる実態があれば、個々で対応を考えていく。

Q. 溝口泰章
議員

川西農村健康交流センターは現在入浴料100円なのに、上限500円にするのはなぜか。

A. (農政課長)

将来は地元払い下げを予定している。上限500円という幅を持たせたただけだ。

Q. 高橋義孝
議員

城ヶ原農村公園条例第18条の減免規定はどのように運用していたのか。

A. (庄内振興局長)

教育関係には減免していた。

職員給与旅費カット分は何に使う

Q. 佐藤郁夫
議員

5%カットの合計額は。また他に職員

が自主的に協力してきたことは何か。それらの財源の使い道は。

A. (総務部長)

5%カットの合計額は、18年度は7月からで7、300万円、19年度以降については9、800万円になる。県内の旅費日当は返上、県外の日帰り日当4、500円を2、000円にしていこう。これらは財源不足に充当する。

障害者自立支援条例の制定について

Q. 西郡均
議員

この条例は自立支援の条例でなく審査

会設置条例ではないか。4月1日適用とは規則を準備しているのか。

A. (福祉対策課長)

県の準則をもとに条例提案をした。規則も作っている。

議案の提出の仕方がおかしい

Q. 小林華弥子
議員

由布市市営住宅条例の一部を改正する

条例議案には、公募によらず優先的に入居を認めることと、出席議員の3分

の2以上の同意を必要とする公の施設の廃止が含まれている。分けて提案すべきではないか。

A. (建設部長) 指摘の通り。提案した議案から「公の施設の廃止」部分を削除し、次回に提案し直す。

自治公民館は将来払い下げるのか

Q. 小林華弥子 議員
行政財産である湯布院の自治公民館を今後どうしようと考えているのか。

A. (教育次長) 指定管理の平成28年3月31日までは市の所有だが、それ以後は挟間・庄内同様に地元へ移管したい。

Q. 小林華弥子 議員
それならば、そのことを先ず最初に地元

元に説明をすべきではないのか。

また老朽化が著しければ建て替えの費用負担等はどうなるのか。

A. (中央公民館長) 旧湯布院町の場合5年契約で委託管理契約を更新していた。今度指定管理の協定書

を結ぶまでに個々の自治公民館と話し合いたい。
(総務部長) 指定管理は10年になっているが早急に各自治区と話し合い、建物については現状で払い下げ、自治区で管理していただくと考えている。

指定管理者の条件について

Q. 藤柴厚才 議員
各施設の指定の間を3年6ヵ月と9

年6ヵ月に区分した理由はなにか。

A. (行財政改革室長) 原則4年としているが、自治公民館等は短期間で管理を変えるべきでないと10年にした。

Q. 藤柴厚才 議員
庄内農産物加工センターとかぐらちや

やを無理やりセットにして指定管理の話をしたのではないか。

A. (農政課長) 無理やり押し付けたりというのではない。加工センターで製造したものをかぐらちやで売るといふ計画に基づいて協議した。

Q. 吉村幸治 議員
3月定例会で社会福祉協議会に指定管

理者を指定する際、市長が同じ首藤奉文会長に指定するのはおかしいと質問したら、近々適当な人を選任するという答弁だったが。

A. (市長) 協議会長を兼任しても法的に問題はない。しかし、私自身社協の会長職を辞したいと思うが包括支援センター等々いろんな問題があつて今は出来ない。

市道路線の認定について

Q. 二宮英俊 議員
市道認定の基準はあるのか。

A. (建設課長) 3月議会の時に建設委員会で基準を協議した。今回の路線は基準に該当しないが、旧庄内町時代の積み残し分だ。

平成18年度一般会計補正予算(第1号)について

Q. 小林華弥子 議員
農業振興費で陣屋の村に833万円の

ボイラー修理を、指定管理に出す直前にする理由は。他施設と比べ不公平だ。

A. (農政課長) 早くから陣屋の村のボイラーが良くないと言われていたが、3週間前に壊れた。このボイラーがないと外の温泉館に行かなければならないので指定管理前に修理をさせていただきたい。

Q. 山村博司 議員
総務管理費の工事請負1、470万円

とは何か。国体準備室は体育振興課のそばにあるべきではないか。

A. (湯布院振興局長) 湯布院庁舎の横に防衛の交付金で駐車場の整備をする。

(総務部長) 社会体育と切り離し総務部の中に国体成功のために準備室を設置している。

「陣屋市場」の指定管理者の指定について

Q. 吉村幸治 議員
指定管理者が協定に違反したときは

「指定の取り消し又は停止を行う」とあるが、判断基準はあるのか。

A. (行財政改革室長) 施設の管理状況は、管理者が定期的に市長へ報告書を出す。その内容は担当課が

チェックし、違反のあった場合には市長が判断し処分するようになっている。なお指定を取り消す場合は、選定委員会に諮った上で市長が決定する。

Q. 小林華弥子 議員
今日施設条例が可決されたばかりだが

A. (行財政改革室長) 6月6日に選定委員会には事前に諮ったのか。

指定管理選定委員会を開催した時に、もし今日条例が可決された場合に従前から委託管理している団体と指定管理制度に移行したい旨を諮り、了承いただいている。

Q. 小林華弥子 議員
陣屋市場組合の今後4年間の収支計算

書は、連続赤字で出している。赤字を前提にしたところに指定管理を任せる判断は誰がしたのか。

A. (行財政改革室長) 選定委員会には収支計画書は提出されていない。今回の指定は、市長の判断で提案している。



指定管理に出される陣屋市場

総務委員会

由布市土地開発公社の平成18年度事業計画及び平成17年度経営状況報告
事業計画、予算書、資金計画書、事業報告、決算諸表の報告承認。

平成17年度由布市一般会計

繰越明許費繰越計算書

耕地災害復旧工事、市道改良工事の用地取得の遅れや、災害査定の遅延等により翌年へ繰越するもの。承認。

由布市税条例および由布市税特別措置条例の一部を改正する条例

地方税法の改正と、農村地域工業導入促進法の改正で、市税条例と市税特別措置条例の一部を改正するもの。承認。

職員の給与の特例に関する条例の制定

職員の給与の特例に関する条例の制定

職員等の旅費の特例に関する条例の制定

職員等の旅費の特例に関する条例の制定

平成18年7月～平成21年3月の間、由布市職員の給与月額を5%削減するための条例と、平成18年6月から当分の間、由布市職員の県内外の日帰り日当を支給しないようにできる特例条例。承認。

市長等の給与の特例に関する条例の一部改正

平成18年7月～平成21年9月の間、市長の給与月額を10%削減し、

助役、収入役および教育長の給与月額を7%削減するための条例改正。承認

平成18年度一般会計

補正予算(第1号)

本予算に35,617千円を追加、総額を146億1,961万7千円と定めるもの。承認。

また、他の付託された案件についても慎重審議の上、承認した。

総務委員会現地視察風景

(「いこいの広場」整備予定地)



(土地開発公社用地 南由布駅横)



常任委員会審議レポート

各議案は、担当する常任委員会に付託され、委員会ごとに慎重に審議されます。審議の経緯と経過は本会議で報告され、質疑・討論を経て採決されます。

由布市使用料及び手数料条例の一部改正

公の施設の指定管理者の指定

石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するもの。承認。
ただし、専決処分に関しては3月13日の定例議会中に県から通知があった事からみて、会期中に上程すべきだったと考える。安易に専決処分を行わず議決すべきであり、今後の専決処分に関しても慎重な対応を要望する。

湯布院福祉センター、挾間老人福祉センターの指定管理者の指定

2福祉センターの指定管理者を由布市社会福祉協議会に指定するもの。次の要望を付して承認。
委託者と受託者が同じ人物(首藤奉文)であることは問題だと、以前から指摘されている。早急に社会福祉協議会の会長を選任し、交代すること。



文教厚生委員会現地視察風景
(指定管理に出される石光地区集会所)

公の施設の指定管理者の指定

34の公の施設の指定管理者を各地元自治体に指定するもの。
次の条件を満たすことを前提に可決すべきものとして承認。

- (1) 指定管理対象施設の指定管理者を指定するに際し、管理者・利用者となる地域住民の総意に基づく合意形成の確認。
 - (2) 指定管理の期間が終了後は地元への払い下げが想定されていることを視野に入れた制度であることの周知。
 - (3) 改築・増築・修理等に関しては原則として由布市自治公民館等整備補助交付規則によること。
- 以上3点を協定締結時には協定書に文言として盛り込むこと。

平成18年度一般会計

補正予算(第1号)

国・県の支出金の増額による補正。次の意見を付して承認。
今後予想される国体準備に関する財政負担の増加に対し、財源確保とともに準備の内容をどこまで行なうのか、国体準備室だけでなく関連部局すべてにおける慎重な議論のうえで限度設定を行なうべき。

その他、付託された議案についても慎重審議の上、承認した。

文教厚生委員会

市営住宅条例の一部改正

上位法の改正により、「既存入居者と同居している者の世帯構成及び心身の状況からみて」身障者手帳、福祉手帳の所持者、DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭内暴力等の略）による裁判所からの保護命令を受けている者等の弱者救済の拡大を行なうもの。承認。

乙丸温泉館の

指定管理者の指定

現地調査を行なう中、自治委員及び担当課より説明を受け、この施設が地域に密着し他の団体はそぐわないことから、地元自治区に指定する。次の意見を付して承認。今後の多額の改修工事が予想されるので、こうした点は慎重に対処すべきである。

市道路線の認定について

今回、庄内地区3路線について市道認定しようとする議案。

(1)中ノ尾線（総延長486m）については、起点終点ともに市道に隣接しており、地域住民の生活道路としての必要性は理解できるが、(2)内川野線（総延長110m）と(3)森山線（総延長240m）の2路線については、転回場所等もなく、行き止まり状態で、民家も無く林道に通じる道路であり、市道としての必要性と認定基準を満たせる状況ではないと判断した。

建設水道委員会

建設水道委員会 現地視察風景

(指定管理に出される乙丸温泉館) (請願が出ている農道川北2号線)



今回1議案に3路線を一括して提出されたことについて、審査に困難を極めた。今後、市道認定等の提出議案については、各1路線毎に提出されるのが望ましいとの意見を付して、全会一致にて否決すべきと決した。

また、他の付託された案件についても慎重審議の上、承認した。

常任委員会審議レポート

各議案は、担当する常任委員会に付託され、委員会ごとに慎重に審議されます。審議の経緯と経過は本会議で報告され、質疑・討論を経て採決されます。



観光経済委員会審議風景
(「かぐらちゃや」の指定管理予定者と面談)

指定管理者の指定について

次の5件について、以下の通り審議の上、意見を付して承認。

長期滞在施設

奥江休暇村センター

類似する個人経営の温泉宿泊施設の投資に比べて特別扱いの印象を与えないよう、配慮が必要である。

庄内特産品販売所

「かぐらちゃや」

代表と面談し、大変だが経営を軌道に乗せようとする真剣さが伺えた。

里の駅陣屋市場

将来的には農協へ払い下げるとも含めて理解しており、意欲が伺えた。

川西農村健康交流センター

払い下げを視野に検討中であつたが、指定管理者の期間があればその準備に組合員の意思統一もはかれるとのことで、十分な意欲が伺えた。

下湯平地域特産物加工施設

30年の歴史があり、経営も順調である。唯一後継者の育成が課題として残るが、今後が期待される。

平成18年度一般会計

補正予算(第1号)

当委員会の所管する「陣屋の村の修繕費」に関しては、宿泊棟内の浴室のみのボイラー、循環ろ過装置の改修にあてる経費だが、長期的視野にたつて宿泊棟内の浴室と外の温泉館を別々に維持管理するのでなく、湯量と保温を統一的に適切に管理できる改善計画が、当委員会及び議会の認められるにいたるまで予算の執行を停止することを担当課と合意した。

観光経済委員会

陳情●由布市ゴルフ協会補助金増額に関する陳情書

(採決の結果、賛成少数で不採択)

文教厚生常任委員長 陳情者との意見徴収の中で、ゴルフというスポーツの特質から利用費負担に関する意見は聞いている。委員会としてゴルフが他のスポーツと違うというところは判るが、特別な陳情を認めては同じ様な主旨で他のスポーツに対する補助金増額の申

《委員長に対する質疑・応答》
質疑者(新井一徳議員) 委員会判断は不採択ということだが、委員会内で陳情者との協議があったと思う。ゴルフに関しては他の競技とは違い、公の施設を使っているため、利用税を納めながらの大会競技である。他の大会等は公の施設で使用料を納めていることだが、そこら辺のところの協議はちゃんととして陳情者の理解は得られたのか。

いま本市では本格的な行財政改革に取り組んでいるところだ。行革の取組みの一つとして、多くの補助金の見直しをする中でスクラップ・アンド・ビルドを断行すれば、むしろ行革に逆行し財政運営の支えになるとは思わない。
あえてゴルフ協会のみには言わないが、由布市全体の社会体育の活動組織である体育協会組織の強化を図る上から、またスポーツ水準の向上を図る上から、ぜひ体育協会全体の補助金の底上げをしていただきたい。

採択に賛成者の討論

小野二三人議員

し出も出て来ることも危惧した。そういう点を陳情者に説明し、理解を得た。

賛成

討論



反対

各議案は、採決の前に
委員長に対する質疑が行なわれ、
続いて反対・賛成討論が行なわれます。
討論は一人1回までで、反対者と賛成者が交互
にそれぞれの意見を交わし、採決に入ります。

報告●平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類について 報告●平成17年度土地開発公社の経営状況を説明する書類について

(採決の結果、賛成多数で承認)

開発公社は執行機関の一翼を担っている。その理事に議長と副議長を選任し、議会審議を出来なくしているのは問題だ。また、識見者の監査委員を公社の監事に選任し、公社の監査も出来なくしている。しかも議長・副議長・監査委員に報酬を3万円支給することは賄賂に当たる。利息の支払いや管理費を一般会計からの補助金に頼っているのに理事や監事に報酬3万円、さらに会食費を20万円も計上するのは法外。こういう事は住民感情としてまったく理解できるものではなく許されないと考える。

反対者の討論 西郡均議員

議案●平成17年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

●国民健康保険税条例の一部改正(採決の結果、賛成多数で可決)

挾間町が合併前にべらぼうな国保税の値上げをしておいて、その結果この補正予算の予備費の金額が2億3,000万円というべらぼうな額になっている。これだけみても皆さんの挾間町の国保会計がそのまま表れている。釘を刺しておきたい。

公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止による国保税の負担増除は良いが、これを2カ年で終わりとするのは余りにも酷すぎる。また、介護保険料の限度額を8万円から9万円にすることについて反対する。

反対者の討論 西郡均議員

議員発議案●由布市議会の議決事件に関する条例の制定

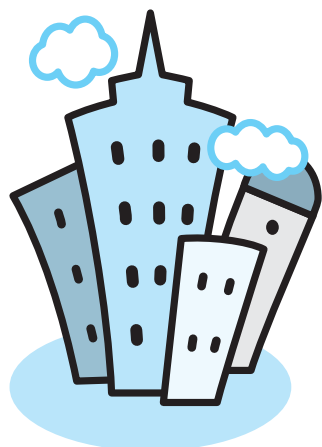
(採決の結果、賛成多数で可決)

反対者の討論 溝口泰章議員

本来議会の有り様からすると、総合計画の基本計画の議決は行政に近づくすぎる嫌いがあるのではないかと思う。議会は執行部に対して一歩離れて二歩以上離れないというスタンスがある。この市長の権限である基本計画の立案の段階まで入り込む事は議会の権利を超える部分になるのではないかと危惧をもってこの発議に対して反対する。

賛成者の討論 西郡均議員

全国の大半の市町村が基本構想と基本計画を同時に議会に上程している現在の状況にあつて、全国の議長会も地方自治法第2条5項に基本計画そのものを追加しようという運動もしている。もしそれがまだ出来ない場合でも96条第1項の議決事項として追加するのが当然だという主張をしていることから考えれば、これを早急に議決し、議会としての責任と態度を明らかに示すことが重要だ。



議案●自治公民館の指定管理者の指定

(採決の結果、賛成多数で可決)

反対者の討論

小林華弥子議員

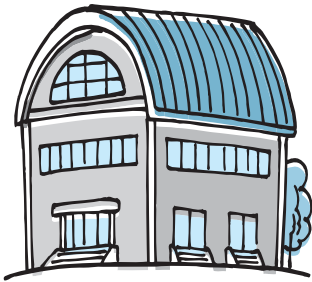
いまの段階で、各自自治公民館の指定管理者を地元自治区に指定することに反対する。理由は、まず1点目、委員長報告では条件付きで可決としているが、議会規則の中で、表決にあたっては議員はその表決に条件を設ける事はできない、とされている。であれば、このまま可決してしまえば、いくら条件をつけてもそれが実行される確証がない。

2点目、今回、地元指定管理を指定するにあたって、余りにも地元に対する事前説明が不十分だ。公民館は一軒一軒みな条件や状況が違う。それぞれの公民館の状況に応じた各自自治区との綿密な協議がまだされておらず、地元住民の合意も得られていない現在の状況で、管理者指定をすべきではない。

3点目、市長は将来的に自治公民館は地元へ払い下げの事が前提だと言われたが、その事自体が問題だ。湯布院の自治公民館が行政財産になっている政治的、歴史的背景を、今後の由布市としてどう考えるのか、じっくり検討していく必要がある。たとえ地元払い下げとしても、その事を今の段階で地元の人達にきちんと説明しておく必要があるのに、していない。

4点目、増改築に関して、市の公民館等整備補助交付規則によることを協定書に盛り込む様に委員長報告は言っているが、これも反対だ。この規則は行政財産である公民館には適用すべきものではないはず。仕様書に載っている経費区分表との整合性も取れていない。その代わり、それぞれの施設の増改築や修繕について、事前に地元地区として話し合っておく必要がある。

以上の理由から、行政説明も協議も不十分で地元合意もできていない今の状況のまま、管理者を指定することは、議会として責任が取れない。これらのことや条件がきちんと整理され、地元の合意が得られてから議会が議決しても遅くないはずだ。せめて継続審議にすべきだ。



議案●市道路線の認定について

(採決の結果、賛成少数で否決)

《委員長に対する質疑・応答》

質疑者(三重野精二議員) 旧庄内町議会ではこの市道認定の請願を採択した。その時に旧挾間町が何十件もの町道認定をして随分と論議された問題があった。そこで、議会では採択されたけれども執行部が遠慮して認定を見合わせたという経緯がある。

また、今回の案件のうち2路線は市道認定基準に満たないという事だが、市民がこの道路が市道になることによつて将来にわたって有利になるという事もある。庄内だけの問題ではなく、今後必要であれば基準を満たしていなくても採択するのが議会の役割だと思いが、そういう経緯や状況をどう議論したのか。

建設水道常任委員長 旧町の町道認定の経緯は庄内だけではなく、旧湯布院町にも同じ様な問題もあったが、湯布院町では取り下げをした経緯もある。しかし、あくまでも新しく由布市が生まれたのだから、由布市としての市道認定の基準と必要性を審議をした結果だ。特に2路線については、行き止まりで転回場所もなく、行き先は林道で民家も無いところであつたので、市道認定するべきではないと判断した。

原案に賛成者の討論 新井一徳議員

市道認定について可決を求める。理由としては、阿蘇野の森山線、内川野線については、旧庄内町議会で請願を受け採択しているものである。特に森山線については、執行部側の書類上の不備があつては、昨年の6月旧町議会で提出が遅れた

という事情があつた。もしその時点で認定していれば、当然市道となつた路線だつたはずだ。

また町道や市道の認定に議会の議決を求めているのは町長や市長等、議員を含め政治的な配慮や利害のために乱用を防止するための議会のチェック機能であり、この3路線は住民からの要望として請願があがつた路線だ。

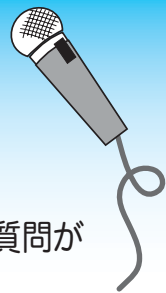
旧庄内町議会で慎重審議し、採択をした以上、その実現について最善の努力をする責任がある。執行部側もこれが早い段階で議案として出されていれば今頃は市道になっていたという事であれば、責任の所在を明らかにして今一度再検討を求め、可決をお願いしたい。

原案に反対者の討論 吉村幸治議員

委員長報告に賛成し、原案否決すべきと考える。執行部側には提案の仕方について、建設水道委員会でも十分注意してほしいと申し添えてあるが、こういう議案は3路線それぞれ状況が違うのである、1件1件別々に提案してこそ議案として成立するべきものだ。一括して議案にしているのはおかしい。

また、建設水道委員会としても現地に於いて十二分に視察し、担当課から過去のいきさつについても説明は受けた。しかし、新しく由布市が始まった訳であるから、まずは由布市の市道認定基準に沿う事が必要だ。万が一、これを認めるという事になると、由布市としての認定基準そのものの意味が根底から覆る。そういう意味で原案可決に対して反対する。

一般質問



6月13～14日の2日間にわたって、8名の議員が一般質問を行ないました。各議員の持ち時間は、質問・答弁を含めて1時間。時間内であれば、何回でも質問ができます。紙面の都合により、質問・答弁の主な内容のみ報告します。

営農指導体制の強化を



山村博司議員

Q 挾間と湯布院には県OBの農業技術者スペシャリストが指導員として配置されているが、農業の町である庄内になぜ配置しないのか。

財政が厳しければ、農政課職員に営農指導員試験を受け資格を取らせて、技術指導もさせてはどうか。特に園芸だけではなく畜産関係の指導員が必要ではないか。

A (農政課長) 市で雇っている2名の指導員は由布市全域を対象として指導している。挾間と湯布院だけを対象としている訳ではない。

畜産の指導については、特別に市で雇わなくても、専門の獣医である家畜保健所の人々が月に一回農家を巡回して検査や指導をしてくれている。

集落営農と中山間地直接支払い制度の推進を

A (市長) 集落営農も中山間地制度の定着も、地域に元気が

出る事業として位置づけ、今後更なる推進を図っていききたい。

A (農政課長) 中山間制度については、挾間地域は知事特認で実施しているため、今後は新たな面積配分が無い限り集落協定を行なう事ができない。庄内地域では2、3の集落が18年度から始めたいという意思表示も出ており、いまま職員が出向いて指導にあたっている。湯布院地域については、声をかけてもなかなか話のつてきてくれないというのが実情だ。

公営住宅の払い下げは

Q 築40年以上の老朽化した公営住宅は、維持管理費や防災対策の面でも負担や問題が大きいか。早く払い下げをしてはどうか。

また空き家になっていく住宅対策はどうするのか。

A (市長) 現時点では各団地とも入居者が居るので払い下げの計画は持っていない。

空き家住宅については、耐用年数が経過している一戸建て住宅については順次解体撤去し、更地にした上で跡地利用を検討していきたい。

A (建設課長) 過去に払い下げの協議を何回か行なった経緯はあるが、入居者の方と払い下げ希望価格が合致しなかった。

また入居者の方が居る場合には、入居者の方が退去するという意思表示が無い限り、市としては退去勧告のような手段はとれないため、現状維持するしかないと考えている。



西郡均議員

市長の気になる言動

Q 行政報告を聞いたたり、上程された議案の詳細説明を聞いた後でなければ一般質問は出来ないのに、市長は議員の質問通告書を議会開会の一週間前に提出するよう議長に申し入れたようだが、議会運営委員会でも「通告書は開会日の翌日午前中まで提出」を確認した。今後こうした申し入れをしないでいただきたい。

市長は、市政懇談会で小規模校の地域の方に対して「少人数では教育に支障がある」

と話したのではないか。

A (市長) 子どもたちがたくましく成長するためにはお互いに励ましあい、あるいは競い合い切磋琢磨して生きる力を身につけることも大切であるとは述べたが、少人数だから支障があるという話はしていない。

Q 懇談会で庄内町は合併していなければ赤字再建団体になっていたとも言ったが、庄内町を運営できない方に由布市をお任せしようとは思わないか。

A (市長) 赤字再建団体になる可能性もあったと言ったのであって「なっていた」と限定した言い方はしていなかったように思う。

スモモ裁判は

控訴するな

Q スモモ植栽補助金の返還を求めなかった市長の違法行為の判決が大分地方裁判所からあった。市長は不服があるから福岡高裁に控訴したと行政報告した。

補助金の違法性や損害賠償請求については、住民監査請求期限の一年を経過していたので却下されたのであって市

長の全面的な敗訴だ。控訴などせず、判決どおり補助金の返還請求をすべきではないか。

A（市長）5月8日の大分地裁判決は、補助金交付の公益性を認めていないなど判決の内容に不服があるので弁護士と相談し控訴した。ご理解いただきたい。



新井一徳議員

合併浄化槽補助金の見直しについて

Q 県外の市町村の例では新築の場合は一律24万円の補助、「単独浄化槽」や「生し尿」からの転換の際は現在の補助金額（5人槽で35万4千円）に6万円から18万円の差額を上積みした補助金の出し方をしているところもある様だ。ちなみに大分市は8万5千円アップしている。

由布市としても転換促進のために補助金の増額を導入してはどうか。

A（市長）今後の課題として、国の制度がある限り現状

のままでいくのか、財政の問題も含め検討していきたい。

消防署救急体制は大丈夫か

Q 救急件数が増加する中で、現状の救急車の台数及び隊員の数で足りているのか。今後の職員、隊員の退職者の推移は。

A（消防長）救急車の台数は予備車を含めて4台配備している。職員56名が挾間、庄内、湯布院に勤務しており、今後5年間の退職職員の推移については18年度末に1名、19年度末に4名、20年度末に4名、21年度末には8名、22年度末に4名の、計21名が退職する。

Q 消防本部と各支所は、築32年ほど経過しているが、今後の見直しは。

A（市長）今年度に消防本部等庁舎建設委員会を設置し、議論を始めた。

Q 救急救命士の配置と、今後採用する隊員の増強策は。

A（消防長）毎年1名を救急士資格取得のため研究所に入校させるとともに、職員採用

時に救急救命士資格を有する者を採用することを視野にいて検討したい。

Q 自動対外式除細動器（AED）の充実活用について、現状と今後の配備の見通しは。

A（消防長）救急車3台と救助工作車に積載しているが、今後はすべての由布市の公共施設への配置を検討していきたい。



田中真理子議員

通学路の再点検と安全対策の見直しを

Q スクールガードリーダーの説明、通学路の見直し、安全確保、再点検、学校の安全対策への取り組み指導は。

A（教育次長）スクールガードリーダーを地域学校安全指導員として、今年度挾間、庄内地域に2名を委嘱し、全ての学校を巡回してもらう。25名のスクールガードを保護者や地域の方に依頼し、登下校パトロールをお願いしている。

各学校では安全マップを作成し、危険箇所を把握して安全指導を行なっている。また緊急時の校内連絡体制、警察と保護者等の連絡体制、県教育委員会の連絡体制の各確認、緊急時対応マニュアルの再確認をしている。

全児童にはブザー配布、各学校での防犯教室、合い言葉等の指導をしている。

重要施策に掲げる事業、委員会の進捗状況は

Q 各事業、委員会の現在の取り組み状況は。

A（市長）各事業ともに、融和・協働・発展の実現に向け、厳しい財政状況の中、市民サービスの維持向上のため鋭意取り組みを進めている。

地域活力創造事業は地域振興を図ることを目指し、由布コミュニケーション事業は公募中。地域交通計画策定支援事業も路線バス廃止に伴い、検討委員会の開催とアンケートにより策定を図る予定。障害福祉計画策定事業は、委員を選定中、3月中旬に計画書を完成予定。総合福祉センターは6月2日準備会を開催、今後建設予定地、福祉施設の内容を検討する予定。その他の事業も進行中。

3R推進による循環型社会への取り組みは

Q 環境問題は今後大切な課題であり、循環型社会の構築へ向け、将来市としての取り組み姿勢を問いたい。

A（市長）リサイクルプラザは19年4月稼働開始。ゴミを12分別処理することが決定。市民への説明会を開催。個人の意識改革、モラルの向上、分別の徹底、循環型社会への構築は必要不可欠。当面、リサイクルプラザ稼働に伴う12分別の収集計画策定が急務。今後積極的に3R運動への啓発に取り組みたい。





二宮英俊議員

食育推進計画は

Q 食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎である。学校、保育所ではどの様に対応しているか。また地域における食生活の改善のとりくみは。

A (市長) 保育所での食育は、調理師が年3回研修、献立会議を毎月開き、食育教室等情報を共有しながら、また給食便りを毎月発行して保護者に食育についての啓発活動をしている。

食生活改善推進協議会の会員で各地区において料理教室や地域食育推進事業、スポーツ少年と食育教育、良い食生活を進めるためのグループ講習会、親子の食育教室など、これらの事業を通じて地域の食生活の改善に取り組んでいる。

A (教育長) 学校栄養職員が3名いるが、栄養教諭の資格を取ったので19年度から各校の食育に対するコーディネ

ーター的な働きをしていく事が期待できる。

A (健康増進課長) 食育推進計画書はまだ出来ていないが、19年度には策定したい。

遊休市有地を売却しては

Q 市有地の売却の考えは

A (市長) 市有地は、収入の確保の観点から遊休地を売却する方向で計画するよう指示をしている。

本庁舎方式にはいつ

Q 市長の任期中に本庁方式を打ち出す考えはあるか。

A (市長) 合併協定書の中でも将来的には本庁方式を目指すことになっているので、その方向で継続的に検討したい。移行時期については充分協議を重ねた上で判断したい。

湯布院健康温泉館の売却は

Q 湯布院の健康温泉館は一般会計から1億2000万円の繰り入れ、売上収入は2700万円で大幅な赤字経営であるが、売却の考えは。

A (市長) 由布市総合福祉センター建設策定委員会の議論

を踏まえた上で、指定管理者制度の導入なども視野に入れながら検討したい。



湊野けさ子議員

合併処理浄化槽の適正な管理とは

Q 処理性能の優れた合併処理浄化槽も維持管理を適切に行なわないと生活環境を悪化させる原因になる。七条検査は理解されている様だが、十一条の法定検査は法律(浄化槽法)で義務づけられているにもかかわらず実施している人とそうでない人がいる。周知徹底の手段は。

また保守点検料は3町で価格が違う。統一すべきだと思いが業者間での話し合いはしているのか。

A (市長) 法定検査は設置後、個人の申し込みにより実施される事もあり徹底できていないのが現状だ。6月号の市報に掲載したが県や保健所と連携し呼びかけを続けて行く。また業者の料金について

は、2月の県衛生主幹課長会議で議題として取り上げられ検討討議されたが、各地域の状況が異なること、独占禁止法に抵触する恐れがあるという事で行政からの指導は困難である。

由布市の防災・自主防犯パトロールは

Q 6月12日早朝地震が発生したが、担当者の対応は。被害想定を考えた市防災計画が出来ているのか。東南海地震などを前提に由布市での対応は。

A (防災危機管理室長) 地震発生後、県より携帯からのメール・電話連絡で3庁舎の担当者直ちに登庁、同時に被害情報等の収集伝達に努めた。大規模な被害発生の際には市長を本部長として災害対策本部を設置。各振興局ごとにも支部対策本部を設置する。

職員は災害の状況に応じて第一次体制は約2割の職員、第二次体制は約5割、第三次体制は全職員を動員する。地震台風などの自然災害に対処するため、今年度中に地域防災計画を策定する。

Q 3町の自主防犯パトロールの実施内容と今後の目標は。

A (市長) 南署に登録されているのは、湯布院3団体、挟間1団体。今後市として、単独の登録制度など設置する施策も検討する。

乳幼児医療費助成事業を無料で

A (市長) 行財政改革の中、県の助成制度に準じた形で実施したい。



強く求められる
乳幼児医療費の無料化助成

AEDの設置と講習会の実施を

A (消防長) 3カ年計画で各地域に配備し、機器の導入と並行して講習会を実施する。



高橋義孝議員

教育行政のあり方を問う

Q 様々な規模の小・中学校が20校あるが、基礎基本の定着を目指す上での適正規模をどのように考えているか。

A (教育長) 学力向上問題や学校の安全問題、適正規模の問題等を検討する教育問題検討委員会を立ち上げ、純粋な教育的視点に立った総合的な答申をいただきたいと思っている。

Q 公立学校で使用する教科用図書及び補助教材について、現状をどのように把握し、保護者等に対して教材の目的をどのように周知しているのか。

A (教育長) 教科書は各教育委員会が主体的に選定すべきであると思う。しかし、人的、時間的な課題も多い。補助教材については、校長の責任において審査の上採用し、教育委員会へ届け出て、

その後、学校が保護者へ説明を行っている。教育委員会としてもホームページ(インターネット)を立ち上げて実施していきたい。

湯布院厚生年金院・保養ホームの存続を

Q 医療制度改革の中央から地方へ、官から民への流れの中で、日本の医療のあり方が大きく様変わりしていくと思う。その様な中、本市においても公的病院である湯布院厚生年金病院が提供する公的医療の役割並びに保養ホームの役割がますます重要であり、それと同時に周辺の民間病院と連携し、あるいは機能・役割分担をして、地域医療が全体として崩壊しないようにすることが求められ、いやおう無しに行政・議会・住民並びに関係機関と連携していくことが喫緊の課題であると考えているが、行政としてどのように考えているか。

A (市長) この年金病院は公的病院として、またリハビリ施設として非常に貴重な施設であると考えている。隣接する保養ホームについても病院

と連携して病後のリハビリができる素晴らしい施設であり、こういう施設があつてこそ本当の医療が完成するのではないかと考えている。今後湯布院厚生年金病院と同保養ホームの公的施設としての存続並びに公的病院機能の公益性の維持については、市あげて取り組んでいきたい。



小林華弥子議員

「ゆふいんこども映画祭」は打ち切るのか

Q 長年、社会教育事業として教育委員会主催でやってきた「ゆふいんこども映画祭」の事業費が予算削除されたが、今後、教育委員会はどう主催しないつもりか。

A (教長) ご承知の様な財政

難で、社会教育事業そのものの抜本的な見直しをする必要がある。教育委員会が完全に手を引くという訳ではない。「ゆふいんこども映画祭」は、時代を先取りして官民協働で実施してきた歴史がある。今後の主催については課内で充分検討し、前向きの方角で考えて行きたい。

甘すぎる、行革プラン

Q いま素案が作成されている行革プランは、単なる目の前の赤字回避のための予算削減案にすぎない。本当に改革するためには、まずは市長がどのような新しい行政づくりをめざしているのかという、改革の基本的なビジョンを示すべきではないか。

その上で、構造改革や機構改革、行政事務の見直し、行政と民間の役割分担、歳入増加策導入など、もっと大胆で抜本的な改革案をつくる必要があるのではないか。

また、同じ本庁舎方式といっても色々ある。単に今の組織のままで場所だけ一箇所に集めればいいというものではない。どのような行政機構をつくる考えか。

A (市長) まさに、そう言われればその通りだ。由布市が合併して厳しい船出となったが、一日も早く将来にわたって市民から信頼される力強い由布市をつくらなければならない。行政は由布市民のために何をやらなくてはならないのか、といった事を考えて取り組んでいかなくてはならないと思う。庁舎問題についても、財政効率化のためだけではなく、本当の機構改革をめざして、どのような機構にするのかという事を中心と考えてやっていきたい。今までの機構に縛られないで新たな機構をつくっていききたいが、この点については、今後十分に協議、研究をして考えていきたい。

行革プランと総合計画はどちらが優先か

Q 行革プランと総合計画の策定はそれぞれでスケジュールをたてて作っているがどうやって整合性をとるのか。どちらを優先して策定するのか。

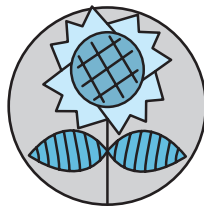
A (市長) まず行革プランがあつて、そのプランに沿った総合計画の地域計画があるべきだと考えている。

■ 6月定例議会で採決された請願・陳情・議員発議の結果

区分	件名	代表提出者	結果
請願	乙丸三、宮園上組、花園上組里道の市道認定について	乙丸三自治委員 佐藤敏孝 宮園上組長 後藤 貢 花園上組長 地本 明	採択
	由布市湯布院中学校東門に隣接する道路舗装のお願い（農道川北2号線の一部）	湯布院中学校PTA会長 佐藤靖久 " 校長 安部 博 石武地区自治委員 高田作蔵	継続審査 ※1
	市道みの草下線拡幅改良に関する請願	庄内町葦草区自治委員 佐藤睦男	採択
	湯布院町下石武揚水池改修工事の一部補助金について	下石武揚水池組合長 衛藤義昭	採択
	義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願	県教職員組合由布支部 佐藤昭治	採択 (意見書提出)
陳情	由布市ゴルフ協会補助金増額に関する陳情書 (前回からの継続審査分)	由布市ゴルフ協会会長 秦 富隆 外11名	不採択 ※2
	関心ある市民、有識者を主とする入札改革委員会 (仮称)を設置し、財政再建、市民サービス向上に 実効性ある入札改革を求める陳情	由布市挾間町 武内良高 " 湯布院町 石田寛生 " " 谷 千鶴	継続審査 ※3
※1【継続審査の理由】舗装部分のみの工事だけでは道路としての役割は果たせないものと判断した。ついては優先順位として、まず市道認定を行う事が妥当と思われる。 ※2【不採択の理由】市においては体育協会及び各町体育協会に対し、18年度予算で補助金15,491千円を議決し予算措置がなされている。これとは別枠の補助金をゴルフ協会へ拠出することは現在の由布市の財政力からは不可能と判断。 ※3【継続審査の理由】行政としても内部からの入札改革を実施中であり、外部からの有識者導入での改革については現在検討中である。委員会としてもさらに調査が必要である。 【議員発議の意見書提出】 義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書 提出者 文教厚生委員長 溝口泰章他5名			

～議会のうごき～

平成18年
 3月28日 第63回大分国体
 由布市実行委員会設立総会
 4月3日 議会広報編集特別委員会
 4月6日 平成18年度交通安全祈願祭
 4月7日 議会広報編集特別委員会
 4月17日 議会広報編集特別委員会
 5月10～12, 16, 17日
 文教厚生委員会学校訪問視察
 5月18日 議会全員協議会
 5月31日 議会行財政改革特別委員会
 6月1日 議会運営委員会
 6月8～26日
 第2回由布市議会定例会
 7月3日 議会広報編集特別委員会
 7月7日 議会行財政改革特別委員会



由布市議会
議場風景



委員長 小林華弥子
 副委員長 藤柴厚才
 委員 立川剛志
 委員 佐藤友信
 委員 西郡均
 委員 瀧野けさ子
 委員 田中真理子
 委員 利光直人

由布市議会
 広報編集特別委員会
 (M・T)

陽性の梅雨は思わぬ大雨をもたらし、昨年の災害工事がやっと終わったと思つたところ、昔に比べ地盤も弱くなつています。これから台風、季節になってきますので、周りの様子に気を付けておきましょう。

議会は、17年度上半期の旧3町の決算報告、指定管理者の指定に関する承認案件等、合併後の移行を含め、由布市としてのまちづくりに向けて真剣に取り組んでいくところであります。(M・T)

＊編集後記＊